平成 26 年 11 月 5 日

各居宅介護支援事業所　代表者様

鳥取県長寿社会課介護保険担当

平成18年10月3日付け「鳥取県版介護保険インフォメーションＮＯ．１８」の改正について

鳥取県では、居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算における、「９０％を超えるに至ったことについて正当な理由」の本県における取扱いを平成 18 年 10 月 3 日付け「鳥取県版介護保険インフォメーションＮＯ．１８」において示しておりました。

この度、当該インフォメーションの４を別添１（新旧対照表）のとおり改正することといたしましたので、お知らせいたします。

従来から「他の居宅介護支援事業所（同一法人は除く。）」として取り扱っており、実質的な取扱いに変更はありませんが、今回改めて「同一法人は除く。」ことを明記することといたしました。

インフォメーションＮＯ．１８の改正後全文は、別添２のとおりとなります。

なお、改正後の取扱いについては、平成 26 年後期（判定期間９月１日～２月末日）から適用することといたしますので、御承知ください。

特定事業所集中減算における「９０％超えるに至ったことについて正当な理由」の該当の可否については、西部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局、東部福祉保健事務所に御相談ください。

（担当）
鳥取県福祉保健部長寿社会課
　介護保険担当
ＴＥＬ：０８５７－２６－７１７５
ＦＡＸ：０８５７－２６－８１２７